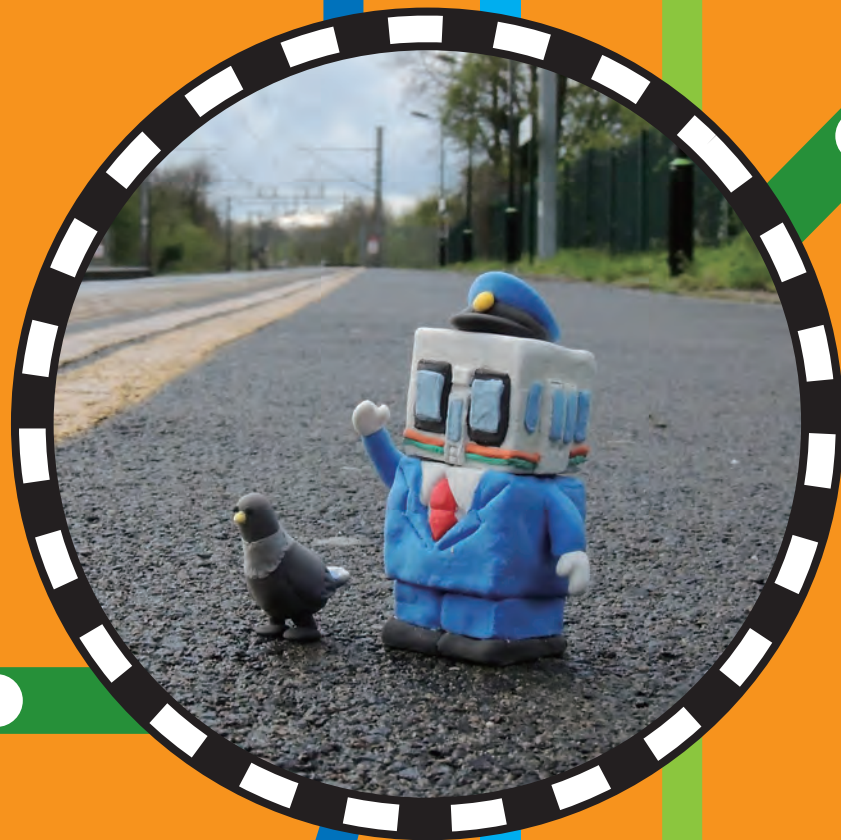
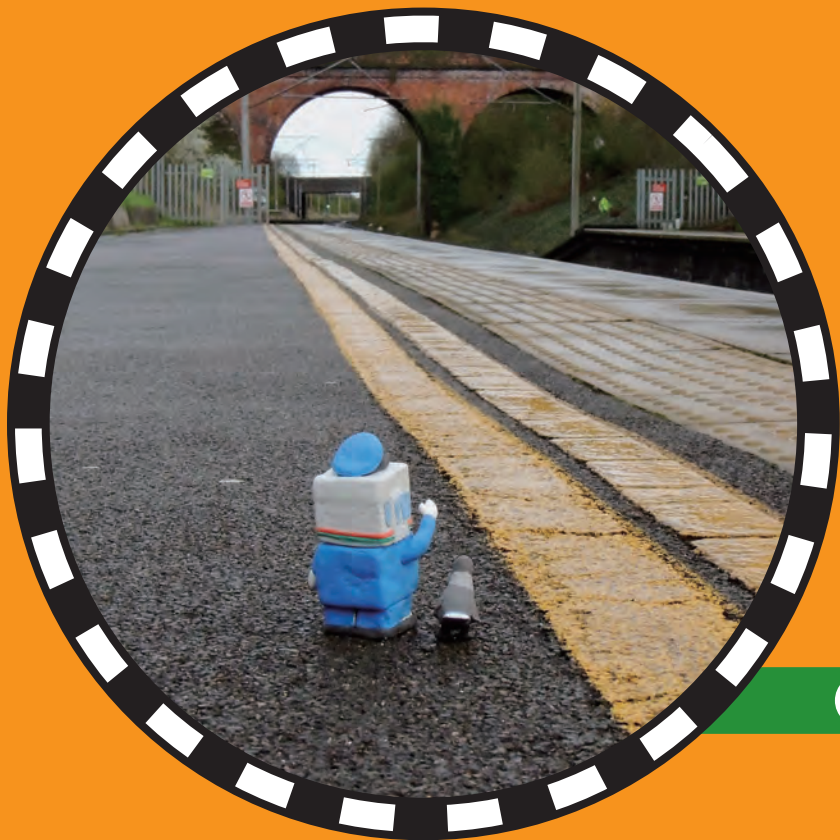


自由

国鉄労働組合東海本部
共謀罪パンフレット



未来

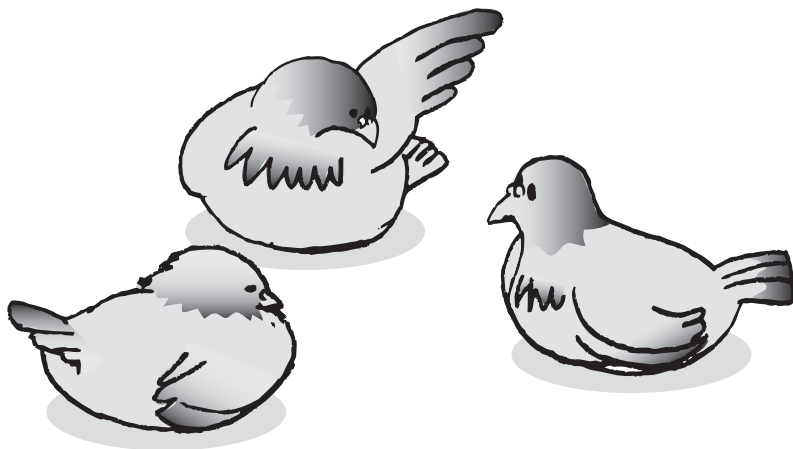
平和

戦争

共謀罪

共謀罪って何？

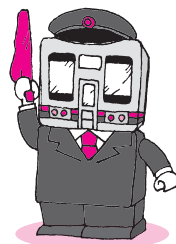
ふたり以上で犯罪について話し合い、計画したとされた場合に罪に問うことができる法律です。



実行行為が存在しなくても処罰可能

正確に言うと、長期4年以上の懲役又は禁固の刑を定める一定の犯罪について、「組織的犯罪集団」の団体活動として、当該犯罪行為の遂行をふたり以上で計画した者のいずれかによって準備行為を行ったときは処罰する（5年又は2年以下の懲役又は禁固）、という法律です。

政府は「テロ等準備罪」（以降、共謀罪と表記）という名称で成立させようとしています。



犯罪を計画したのだから 逮捕されても当然？

『これから悪いこと（犯罪）を行う計画をしているのだから、逮捕して犯罪そのものを未然に防ぐのは当然だよ』という意見もあると思います。

でも、ちょっと待ってください。

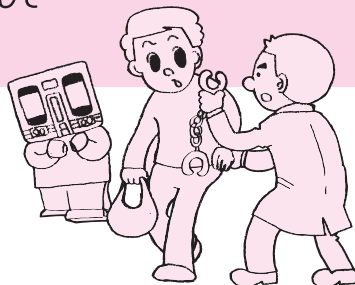
現在の法律では、犯罪を実行してない人を逮捕することはできません。

※殺人など例外的な重大犯罪は、予備や準備も逮捕されます

しかし、共謀罪では、ふたり以上で相談し、計画をした段階で処罰の対象となり逮捕もありえます。

国会で政府は、『準備行為があった場合』という限定があると言い、話し合いや計画の段階では、処罰の対象ではないと言っています。しかし、何を準備行為というのかが曖昧です。何ををもって準備行為にあたるのかは、**まずは捜査機関が判断すること**になります。捜査機関の判断によって犯罪と無関係な行為も「準備行為」に当たると判断され、捜査の対象とされる恐れがあります。

例えば、労働組合の集会で、『次は戦争法反対で大きなデモ行動を行おう』『それだけではなく、国会前の道路に座り込んで周辺をマヒさせよう』なんて話で盛り上がりました。それを偶然にも聞いた人に警察に通報されてしまい、その後、警察が過激な発言をした組合員を尾行して、ホームセンターで買い物をしたことが準備行為であると判断して組合員全員逮捕ということもあり得ます。



国会では 一般人は対象ではないと 言っているけれど

政府は『組織的犯罪集団が対象であって、一般人は対象ではない』と
言っています。



前頁の例で示した労働組合などは犯罪組織ではありません。しかし、捜査機関が、犯罪を共謀しようとしていると判断すると、即「組織的犯罪集団」にされてしまいます。一般の人たちで構成され、正当な活動をする労働組合が「組織的犯罪集団」とされたと同時に、構成する組合員も組織的に犯罪を行う可能性があるということで逮捕をされる恐れを秘めているのです。

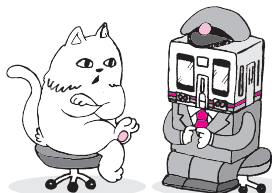
また、もともとは、正当な活動をしていた団体も、性質が「一変」すれば共謀罪が適用されるとしています。しかし、どのような場合に「一変」したと解されるのかは明らかではなく、捜査機関が判断することになります。捜査機関が「一変」したと判断すれば、捜査の対象になってしまうのです。

更には『一般人』か『組織的犯罪集団を構成する人』なのかを判断する基準が明確ではなく、誰もか『一般人』から『組織的犯罪集団を構成する人』になる恐れを秘めています。

現在、政府は対象の犯罪を以前の615から277に絞ったとしています。対象となるのは「条約定義で、組織的犯罪集団とした場合、関与が想定されるもの」としていますが、明確になっていません。逮捕権を持つ人が組織的な犯罪集団であると判断した場合は逮捕されてしまう恐れがある法律なのです。

テロ対策は必要だね。

今、パリをはじめとして
テロで何も罪のない人が
傷つけられたり
殺されたりしているから
テロの対策は必要だよ



東京オリンピックや
パラリンピックのためにも
必要だと政府が言っている
から法律はあったほうが
良いよ

イラストの会話のように思うのは当然のことです。テロなどの行為に一般市民が巻き込まれて傷つくことなどあってはならないことなのです。

政府は、2000年の国連総会で採択された「国際組織犯罪防止条約」を批准するためには共謀罪の成立が必要だとしています。法律がないのに批准するのはおかしいという理由からです。

しかし、「国際組織犯罪防止条約」は、もともと共謀罪などの法律を持っていなかった国が、新たな法律を導入せずに、「組織的犯罪集団」に対して有効な措置を講ずることも条約上認められています。

日本は「人種差別撤廃条約」を1995年に批准しました。しかし、日本は憲法で保障された表現の自由に抵触する恐れがあるとして、法律を成立しないまま批准しました。

このことから**新たな法律を作らなくても国際条約は批准できること**が明らかになっています。

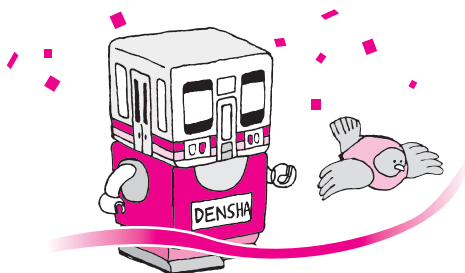
そして、日本はすでに13本のテロ防止関連条約を批准（外務省HP記載）しています。

日本の法律にも内乱陰謀罪や私戦陰謀罪などをはじめとしたテロに対応する法律がいくつもあり、十分にテロに対応はできます。

共謀罪を新設せずに「国際組織犯罪防止条約」を批准することは可能で
すし、テロ対策もすでに批准している13本のテロ防止関連条約と同様に

現在の法律の範囲内で十分に対応できるはずです。

何より共謀罪がないからオリンピックが開催できないなどということは一切ないはずです。



対象となる罪は限定された？

政府は、共謀罪について、277の犯罪に限定したと言います。しかし、そのうち、**組織的な殺人や、ハイジャックなど「テロの実行」に分類されるのは110のみで半分にも満たないのです。**

さらに、無資格競馬や切手の偽造などまで対象とされています。その他にもなぜこの犯罪が対象となるのか首をひねるものが多い状態です。これで本当に限定されたと言えるのでしょうか。

密告、監視の世の中に

政府は国会答弁で『その対象となるのはどのような組織も犯罪を目的とする団体に「一変」した場合には、適応対象の「組織的犯罪集団」になりうる』としました。

では、何をもって「組織的犯罪集団」とするのか、いつ「組織的犯罪集団」に「一変」したのか、何が「準備行為」なのか、誰が判断するのでしょうか。

先に書いたように**捜査機関が判断するのです。捜査機関とは警察です。**捜査機関の判断いかんでは、無関係な団体や行為を捜査の対象とすることができます。**捜査機関は、共謀を立証するという口実で様々な捜査をすることでしょう。**

仮に犯罪を目的とした謀議がその組織で行われていても、内部の者から明らかにされない限り、外からはなかなか判りません。その謀議の内容をつかみ、「組織的犯罪集団」であるという証拠をつかむ必要があります。そこで電話の盗聴やメールの監視、部屋に忍び込んで盗聴器を付けたり、さらにはスパイのように潜入、組織内部にスパイを作るようなことをするはずです。

すでに1999年に盗聴法が成立し、警察が怪しいと感じた場合は誰もが盗聴対象となり得るような状況が生まれ、2016年の改正では第三者の立ち合いなしに盗聴ができるようになってきています。

盗聴やスパイ行為を警察が法律の下で行えるようになり、私たちが犯罪をした感覚がないまま逮捕されてしまうという状況が生まれます。

「共謀罪で逮捕される」という人々の恐怖心をあおり、隣近所や同僚を監視する社会を作り上げ、更には密告が当然のように行われる社会が作りあげられてしまいます。

プライバシーも思想や信条の自由も認められないような監視社会になってしまいます。



まるで戦前の治安維持法？

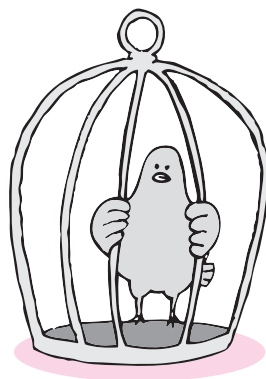
法務省のHPには、

『法案の共謀罪は、違法性が高く、結果が実現する危険性も高い「組織的な犯罪」を実行しようと共謀した者を処罰の対象とするものであり、特定の団体に参加する行為や、特定の犯罪と結び付かない結社を組織する行為を処罰するものではありません。

したがって、「警察が組織的な犯罪集団と認定すれば処罰される」ということはなく、また、国の体制を変革することを目的として結社を組織することなどを処罰の対象としていた「治安維持法」とは、その趣旨や目的、処罰の対象となる範囲がまったく異なります。』

と掲載されています。

しかし、ここまで書いてきたようにあまりにも不透明なことが多く、法務省が否定する内容と政府の国会答弁が違っていることも大きな問題です。国会答弁で政府は、処罰対象は「組織的犯罪集団」に限ると説明し、その集団は、テロ組織、暴力団、薬物密売組織と例示しましたが、**法務大臣は「それ以外のものも含まれる場合がある」としたうえで、何が「共謀」にあたるか判断するのは捜査機関だとしました。**首相も「組織的犯罪集団」の「法定上の定義はない」としています。戦前の「治安維持法」とは違うと言いますが、人々の心の中を処罰の対象にして思想信条の自由を脅かす共謀罪は、言論や思想を取り締まってきた「治安維持法」とどう違うのでしょうか。



「治安維持法」は、天皇制や私有財産を守ることを目的として、それに反対する団体などを取り締まることを目的に成立しました。当時の政府は、「思想にまで立ち入って圧迫するとか、研究に干渉するとか言う事はない」と答弁し、「無辜（むこ）の民にまで及ぼすという如きことのないように十分研究考慮した」などと答弁していました。今回の共謀罪の政府の答弁と同じです。

しかし、戦前の日本では、治安維持法を使い、多くの一般の人の思想に立入り、弾圧をしてきました。

共謀罪も「組織的犯罪集団」や「準備行為」等の定義のあいまいさから、拡大解釈され始めるとあらゆる団体や市民が犯罪者とされる恐れがあります。

何よりも捜査機関が恣意的に「組織的犯罪集団」を作り上げ、一般の市民を逮捕することが可能となってしまう恐ろしい法律なのです。

『法案の共謀罪は、違法性が高く、結果が実現する危険性も高い「組織的な犯罪」を実行しようと共謀した者を処罰の対象とするものであり、特定の団体に参加する行為や、特定の犯罪と結び付かない結社を組織する行為を処罰するものではありません。したがって、「警察が組織的な犯罪集団と認定すれば処罰される」ということはなく、また、国の体制を変革することを目的として結社を組織することなどを処罰の対象としていた「治安維持法」とは、その趣旨や目的、処罰の対象となる範囲がまったく異なります。』

法務省のHP

『思想にまで立ち入って圧迫するとか、
研究に干渉するとか言う事はない』
『無辜（むこ）の民にまで及ぼすという
如きことのないように十分研究考慮した』

治安維持法

なぜ、今、共謀罪なの

共謀罪の法制化を目指すのは、今回で4回目です。すでに3回も法制化を目指してきましたが、思想や言論の自由を取り締まるものだとして、あらゆる方面から反対の声が沸き起こり、廃案となった法律です。

それを今回、テロ対策を目的として4回目の法制化を目指しています。しかし、テロ対策は、現行法の中でもできることが明らかです。では、なぜここまで躍起になって共謀法の成立を目指すのでしょうか。現在の安倍政権下で行われてきたことを振り返ると共謀罪の成立に躍起になることがわかるような気がします。

2013年12月 特定秘密保護法を強行成立

2014年 7月 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定

2015年 9月 集団的自衛権の行使が可能となる戦争法（安保関連法）の強行成立

今回の共謀罪は、これら戦争するための法体制と一体となるものです。戦争をする国作りのためには、安保関連法のような法律だけでは不十分です。戦争の準備の過程と戦意の高揚のために不都合な情報を隠蔽するための法律（特定秘密保護法）や、戦争に反対する勢力を無力化し、時には弾圧するための法律が必要となります。それが共謀罪なのです。

これらの法律を成立させた後に来るのは、憲法の改正です。その改正内容は、自民党の草案にあるように国防軍の新設をはじめとして、思想信条の自由を変更し、表現の自由や結社の自由を奪い去り、国民が主人公である憲法から国民の上に国家がある憲法へと変更をしようとしています。憲法改正のその先にあるのは、戦前と同様に戦争のできる国なのです。共謀罪成立は、その先に戦争が見え隠れする非常に危険な法律です。

共謀罪が成立すると

これまでも見てきたとおり、共謀罪の「組織的犯罪集団」や「準備行為」をまず判断するのは捜査機関です。その捜査機関が捜査と称して日常的に労働組合や企業内部にスパイを送り込み、電話の盗聴やメールの監視をするという捜査手法がとられる恐れがあります。こうなると労働組合のなかでの自由な議論をすることをためらい萎縮してしまい、労働組合に加入することを躊躇したり、組合員が脱退する可能性が出てきます。

共謀罪が適用され、裁判所で最終的に「有罪」とされなくても、労働組合などにとってはこれだけで大打撃であり、団結自体が危機に陥ってしまうのです。

私たち国鉄労働組合は、過去にも多くの事件をでっち上げられたり、活動そのものが事件として訴えられたりしました。

そのひとつとして国労横浜人活弾圧事件というものがあります。これは、国鉄分割民営化直前の1986年12月に国鉄の国鉄横浜貨車区「人材活用センター」に所属していた国労組合員5人の暴力事件をでっち上げ、逮捕、懲戒免職処分にしたもので、刑事事件、民事事件とも国鉄当局が事件をでっちあげたことが証明され、組合員の無罪が確定しました。

当時は、配転や始業時間の繰り上げなど多くの問題が生じ、組合が要求を掲げ話し合いを求めていました。しかし、国鉄当局は強引に命令に従わせようとし、このことに組合員が管理者に抗議をするために取り囲んだことから始まりました。これは、管理者がわざと取り囲まれるように仕向けることを事前に話し合い暴力をでっちあげたものでした。このように、昔から労働組合運動を弾圧するため、犯罪がでっち上げられてきたのです。

共謀罪が成立したならこれが無罪となるどころか有罪となる可能性もあります。組合員が「要求を実現させるために管理者を困らせて交渉しよう」などといくつかの話し合いがあったと通報されるだけで、「組織的威力業務妨害」の共謀罪の対象となり、逮捕されてしまうでしょう。

横浜人活弾圧事件のようにでっちあげをしなくても、簡単に逮捕できてしまうのです。

労働組合は、要求実現のために様々な活動をします。しかし、それも共謀罪の疑いをかけられ、捜査の対象とされることがあります。

例えば...

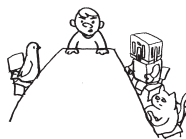


労働組合が不当解雇撤回などを求める企業門前での抗議行動を計画してチラシを作成



ストライキを計画して組合員への連絡文書を作成すること

団体交渉で要求を貫き何らかの妥結ができるまで交渉に応じるよう使用者に要求し続けることを、組合内部の会議で確認すること



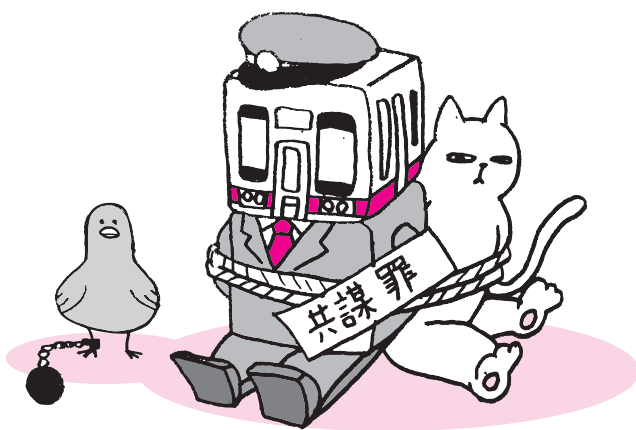
組織的な威力業務妨害

組織的な強要・組織的な逮捕監禁
組織的な恐喝

「共謀」「準備行為」

その他にも過去に国労は春闘の行動などで道路いっぱいのデモを行ったり、要求実現を掲げてビラはりを行ったりしました。これら道路いっぱいに隊列を広げようなどと相談し、どこでデモの隊列を組む練習をしただけで、これも「組織的威力業務妨害」や「往来危険」などの罪、ビラほりを計画してビラを準備すれば「組織的建造物損壊」の罪として共謀罪の対象となるのです。また、原発反対の大集会にカンパを出しただけで共謀罪の対象となる恐れがあります。

このように共謀罪は、私たち労働組合や一般の人たちの多くの活動を制限し、押えこんでしまう危険なものなのです。



最後に

私たちは、先の戦争の反省の下に戦前の国民を抑圧する法律をなくし憲法も新しくして、民主的な国家へと生まれ変わりました。

それが今、再び戦前と同様の法律によって私たちの自由が奪われようとしています。

戦前に、多くの労働者をはじめとして普通に暮らしている人々が逮捕され、拷問にかけられ、作家の小林多喜二のように命を落とした人も多くいます。

以前の自民党の幹部はデモ活動を「単なる絶叫戦術はテロ行為とその本質においてあまり変わらないように思う」とブログに書きました。現政権を担う与党の幹部たちは国会周辺で行われるデモや行動をテロとして見ていることから、共謀罪が成立したならば、デモを企画し、相談することや準備したことが罪に問われるでしょう。

労働者には、憲法で保障された団結権や団体行動権があります。

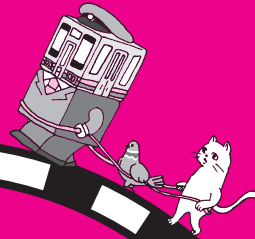
しかし、団体行動（ストライキ）などは、企業に対するテロだとされ憲法で保障された行動が共謀罪の適用となるような恐れがあります。

私たち国鉄労働組合は、労働者や国民が平和で健康で暮らせる世の中を作り上げるために「国労綱領」を基本に活動を続けてきました。

共謀罪のある世の中は、私たちが目指している世の中とまったく反対の方向の世の中です。

私たち国民が互いに尊重しあい自由に暮らすことのできる未来をつくるためにも共謀罪は必要ありません。





共謀罪の対象法律

【刑法】 内乱等幫助☆加重逃走☆被拘禁者奪取☆逃走援助☆騒乱☆現住建造物等放火☆非現住建造物等放火☆建造物等以外放火☆激発物破裂☆現住建造物等浸害☆非現住建造物等浸害☆往来危険☆汽車転覆等☆あへん煙輸入等☆あへん煙吸食器具輸入等☆あへん煙吸食のための場所提供☆水道汚染☆水道毒物等混入☆水道損壊及び閉塞☆通貨偽造及び行使等☆外国通貨偽造及び行使等☆有印公文書偽造等☆有印虚偽公文書作成等☆公正証書原本不実記載等☆偽造公文書行使等☆有印私文書偽造等☆偽造私文書等行使☆私電磁的記録不正作出及び供用☆公電磁的記録不正作出及び供用☆有価証券偽造等☆偽造有価証券行使等☆支払用カード電磁的記録不正作出等☆不正電磁的記録カード所持☆公印偽造及び不正使用等☆偽証☆強制わいせつ☆強姦☆準強制わいせつ☆準強姦☆墳墓発掘死体損壊等☆収賄☆事前収賄☆第三者供賄☆加重収賄☆事後収賄☆あっせん収賄☆傷害☆未成年者略取及び誘拐☆営利目的等略取及び誘拐☆所在国外移送目的略取及び誘拐☆人身売買☆被略取者等所在国外移送☆営利拐取等幫助目的被拐取者收受☆営利被拐取者收受☆身の代金被拐取者收受等☆電子計算機損壊等業務妨害☆窃盗☆不動産侵奪☆強盗☆事後強盗☆昏酔強盗☆電子計算機使用詐欺☆背任☆準詐欺☆横領☆盗品有償譲受け等

【組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律】 組織的な封印等破棄☆組織的な強制執行妨害目的財産損壊等☆組織的な強制執行行為妨害等☆組織的な強制執行関係売却妨害☆組織的な常習賭博☆組織的な賭博場開張等凶利☆組織的な殺人☆組織的な逮捕監禁☆組織的な強要☆組織的な身の代金目的略取等☆組織的な信用毀損・業務妨害☆組織的な威力業務妨害☆組織的な詐欺☆組織的な恐喝☆組織的な建造物等損壊☆組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等☆不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為☆犯罪収益等隠匿

【爆発物取締罰則】 製造・輸入・所持・注文☆幫助のための製造・輸入等☆製造・輸入・所持・注文☆爆発物の使用、製造等の犯人の蔵匿等

【外国に於て流通スル貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模造二関スル法律】 偽造等☆偽造外国流通貨幣等の輸入☆偽造外国流通貨幣等の行使等

【印紙犯罪処罰法】 偽造等☆偽造印紙等の使用等

【海底電信線保護万国連合条約罰則】 海底電信線の損壊

【労働基準法】 強制労働

【職業安定法】 暴行等による職業紹介等

【児童福祉法】 児童淫行

【郵便法】 切手類の偽造等

【金融商品取引法】 虚偽有価証券届出書等の提出等▽内部者取引等

【大麻取締法】 大麻の栽培等▽大麻の所持等▽大麻の使用等

【船員職業安定法】 暴行等による船員職業紹介等

【競馬法】 無資格競馬等

【自転車競技法】 無資格自転車競走等

【外国為替及び外国貿易法】 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等☆特定技術提供目的の無許可取引等

【電波法】 電気通信業務等の用に供する無線局の無線設備の損壊等

【小型自動車競走法】 無資格小型自動車競走等

【文化財保護法】 重要文化財の無許可輸出▽重要文化財の損壊等▽史跡名勝天然記念物の滅失等

【地方税法】 軽油等の不正製造▽軽油引取税に係る脱税

【商品先物取引法】 商品市場における取引等に関する風説の流布等

【道路運送法】 自動車道における自動車往来危険☆事業用自動車の転覆等

【投資信託及び投資法人に関する法律】 投資主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為

【モーターボート競走法】 無資格モーターボート競走等

【森林法】 保安林の区域内における森林窃盗▽森林窃盗の贓物の運搬等☆他人の森林への放火

【覚せい剤取締法】 覚醒剤の輸入等☆覚醒剤の所持等☆営利目的の覚醒剤の所持等☆覚醒剤の使用等☆営利目的の覚醒剤の使用等☆管理外覚醒剤の施用等

【出入国管理及び難民認定法】 在留カード偽造等☆偽造在留カード等所持☆集団密航者を不法入国させる行為等☆営利目的の集団密航者の輸送☆集団密航者の收受等☆営利目的の難民旅行証明書等の不正受交付等☆営利目的の不法入国者等の蔵匿等

【旅券法】 旅券等の不正受交付等

【日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法】 偽証☆軍用物の損壊等

【麻薬及び向精神薬取締法】 ジアセチルモルヒネ等の輸入等☆ジアセチルモルヒネ等の製剤等☆営利目的のジアセチルモルヒネ等の製剤等☆ジアセチルモルヒネ等の施用等☆営利目的のジアセチルモルヒネ等の施用等☆ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の輸入等☆営利目的のジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の輸入等☆ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の製剤等☆麻薬の施用等☆向精神薬の輸入等☆営利目的の向精神薬の譲渡等

【有線電気通信法】 有線電気通信設備の損壊等

【武器等製造法】 銃砲の無許可製造☆銃砲弾の無許可製造☆猟銃等の無許可製造

【ガス事業法】 ガス工作物の損壊等

【関税法】 輸出してはならない貨物の輸出☆輸入してはならない貨物の輸入☆輸入してはならない貨物の保税地域への蔵置等☆偽りにより関税を免れる行為等☆無許可輸出等☆輸出してはならない貨物の運搬等

【あへん法】 けしの栽培等☆営利目的のけしの栽培等☆あへんの譲渡し等

【自衛隊法】 自衛隊の所有する武器等の損壊等

【出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律】 高金利の契約等☆業として行う高金利の契約等☆高保証料☆保証料がある場合の高金利等☆業として行う著しい高金利の脱法行為等

【補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律】 不正の手段による補助金等の受交付等

【売春防止法】 対償の收受等☆業として行う場所の提供☆売春をさせる業☆資金等の提供

【高速自動車国道法】 高速自動車国道の損壊等

【水道法】 水道施設の損壊等

【銃砲刀剣類所持等取締法】 拳銃等の発射☆拳銃等の輸入☆拳銃等の所持等☆拳銃等の譲渡し等☆営利目的の拳銃等の譲渡し等☆偽りの方法による許可☆拳銃実包の輸入☆拳銃実包の所持☆拳銃実包の譲渡し等☆猟銃の所持等☆拳銃等の輸入に係る資金等の提供

【**下水道法**】 公共下水道の施設の損壊等

【**特許法**】 特許権等の侵害

【**実用新案法**】 実用新案権等の侵害

【**意匠法**】 意匠権等の侵害

【**商標法**】 商標権等の侵害

【**道路交通法**】 不正な信号機の操作等

【**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律**】 業として行う指定薬物の製造等

【**新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法**】 自動列車制御設備の損壊等

【**電気事業法**】 電気工作物の損壊等

【**所得税法**】 偽りその他不正の行為による所得税の免脱等☆偽りその他不正の行為による所得税の免脱☆所得税の不納付

【**法人税法**】 偽りにより法人税を免れる行為等

【**公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律**】 海底電線の損壊☆海底パイプライン等の損壊

【**著作権法**】 著作権等の侵害等

【**航空機の強取等の処罰に関する法律**】 航空機の強取等▽航空機の運航阻害

【**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**】 無許可廃棄物処理業等

【**火災びんの使用等の処罰に関する法律**】 火災びんの使用

【**熱供給事業法**】 熱供給施設の損壊等

【**航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律**】 航空危険☆航行中の航空機を墜落させる行為等☆業務中の航空機の破壊等☆業務中の航空機内への爆発物等の持込み

【**人質による強要行為等の処罰に関する法律**】
人質による強要等☆加重人質強要

【**細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律**】 生物兵器等の使用☆生物剤等の発散☆生物兵器等の製造☆生物兵器等の所持等

【**貸金業法**】 無登録営業等

【**労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律**】 有害業務目的の労働者派遣

【**流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法**】 流通食品への毒物の混入等

【**消費税法**】 偽りにより消費税を免れる行為等

【**日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法**】 特別永住者証明書の偽造等☆偽造特別永住者証明書等の所持

【**国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律**】 薬物犯罪収益等隠匿

【**絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律**】 国内希少野生動植物種の捕獲等

【**不正競争防止法**】 営業秘密侵害等☆不正競争等

【**化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律**】 化学兵器の使用☆毒性物質等の発散☆化学兵器の製造☆化学兵器の所持等☆毒性物質等の製造等

【サリン等による人身被害の防止に関する法律】 サリン等の発散☆サリン等の製造等

【保険業法】 株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為

【臓器の移植に関する法律】 臓器売買等

【スポーツ振興投票の実施等に関する法律】 無資格スポーツ振興投票

【種苗法】 育成者権等の侵害

【資産の流動化に関する法律】 社員等の権利等の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】 一種病原体等の発散
☆一種病原体等の輸入☆一種病原体等の所持等☆二種病原体等の輸入

【対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律】 対人地雷の製造☆対人地雷の所持

【児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律】
児童買春周旋☆児童買春勧誘☆児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等

【民事再生法】 詐欺再生☆特定の債権者に対する担保の供与等

【公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律】 公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者による資金等を提供させる行為☆公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等

【電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律】 不実の署名用電子証明書等を発行させる行為

【会社更生法】 詐欺更生☆特定の債権者等に対する担保の供与等

【破産法】 詐欺破産☆特定の債権者に対する担保の供与等

【会社法】 会社財産を危うくする行為☆虚偽文書行使等☆預合い☆株式の超過発行
☆株主等の権利の行使に関する贈収賄☆株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為

【国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律】 組織的な犯罪に係る証拠隠滅等☆偽証

【放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律】 放射線の発散等☆原子核分裂等装置の製造☆原子核分裂等装置の所持等☆特定核燃料物質の輸出入☆放射性物質等の使用の告知による脅迫☆特定核燃料物質の窃取等の告知による強要

【海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律】 海賊行為

【クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律】 クラスター弾等の製造☆クラスター弾等の所持

【平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法】 汚染廃棄物等の投棄等



今、政府が成立を目論んでいる共謀罪は
労働組合の正当な活動が
不当に監視や処罰の対象になる恐れのあるものです。
このリーフレットでは
そのことが分かりやすく説明されています。
ぜひご活用ください。

発行 国鉄労働組合東海本部

監修 弁護士 竹村和也 日本労働弁護団 東京南部法律事務所

2017年5月発行

